

公益財団法人 東京都柔道連盟 定款 細則

第1章 総則

第1条 (目的) この細則は、定款第41条に定める定款の施行に関する細則を定めることを目的とする。

第2章 事業

第2条 (事業) この法人は定款第4条の事業を行い、柔道の普及振興を図る。

第3条 (全柔連登録制度) 本連盟及び加盟団体が主催若しくは後援する事業に参加しようとする者は、本連盟に登録するものとする。種別等は別表による。

第4条 (報告義務) 本連盟及び加盟団体が主催、主管若しくは後援する競技会等の成績は、本連盟に報告するものとする。

第5条 (競技規則) 「講道館柔道試合審判規定」及び「国際柔道連盟試合審判規定」を本連盟の競技規定とする。

第6条 (競技者規程) 全日本柔道連盟が制定した競技者規程による。

第3章 執行役員

第7条 (執行役員) 会長は執行役員として、副会長若干名・専務理事1名・常務理事(兼事務局長)1名を、理事会の決議を得て任命することができる。

第4章 名誉役員選任

第8条 (名誉役員) 会長は次の名誉役員を理事会の決議を得て任命することが出来る。名誉役員は名誉会長・名誉顧問・顧問・参与・相談役・常任相談役とする。

第9条 (職務) 名誉役員は、この法人の重要事項について会長に意見を述べる事が出来る。常任相談役は、常任理事会、理事会、評議員会に出席して重要事項について、意見を述べる事が出来る。

第5章 専門委員会

第10条 (専門委員会) 各専門委員会の活動は、理事会が定める公益財団法人東京都柔道連盟専門委員会規程により運営される。

2 専門委員会委員長が評議員であるときは、常任理事会にオブザーバーとして出席し、意見を述べる事が出来る。

第6章 加盟団体

第11条 (加盟団体) この法人の加盟団体は、東京都内の地区毎に統括された単一柔道団体24団体に、全国的に組織された柔道団体6団体を加えた30団体とする。

2 本連盟に加入しようとする団体は、その代表者より次の書類を提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約
- (3) 役員一覧表
- (4) 所属組織一覧表
- (5) 当年度の事業計画書及び予算書並びに前年度事業報告書及び決算書
- (6) その他参考になされるもの

第12条（退会） 加盟団体が退会をするときは、その理由を付して退会届を提出し理事会において理事現在数の過半数の同意を得なければならない。

第7章 分担金

第13条（分担金） 加盟団体は分担金を年30,000円、都柔連に納付する。

第8章 諸規程

第14条（諸規程） この法人の運営に関する諸規程は、理事会が定める諸規程による。

第9章 段位

第15条（段位） 本連盟及び加盟団体に所属する者の段位は(財)講道館段位による。

第10章 細則の変更

第16条（細則の変更） この細則の変更は評議員会で、3分2以上の議決を必要とする。

附則

この細則は、定款同様、設立登記の日から施行する。